

配 賦 整 理 書

ソフトバンク株式会社

1 固定資産

- (1) 移動電気通信役務音声伝送役務携帯電話（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務。以下「移動音声携帯電話」という。）、移動電気通信役務音声伝送役務その他（移動電気通信役務のうち音声伝送役務の中のひとつの役務。以下「移動音声その他」という。）、移動電気通信役務データ伝送役務携帯電話・BWA（移動電気通信役務のうち音声伝送役務以外の役務（以下「移動データ携帯電話・BWA」という。）、移動電気通信役務以外の電気通信役務、および電気通信事業以外の事業について、固定資産が帰属する事業および役務が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とで共有されている資産については、電気通信事業会計規則第11条に基づき、それぞれの事業の勘定に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務で共有する資産については、「2 固定資産の役務別配賦基準」および「3 固定資産の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

2 固定資産の役務別配賦基準

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の電気通信役務に共用される固定資産は、主に下表に示す配賦方法により按分しています。

資産区分		配賦方法
機械設備	サービス制御系装置	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比
	上記以外	トラフィック比
空中線設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
	上記以外	トラフィック比
端末設備	すべて	ネットワーク資産額比
線路設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
	上記以外	トラフィック比
土木設備	すべて	回線数比
海底線設備	すべて	トラフィック比
建物	すべて	ネットワーク資産額比
構築物	すべて	ネットワーク資産額比
機械及び装置	すべて	ネットワーク資産額比

車両	すべて	ネットワーク資産額比
工具、器具及び備品	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	上記以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比
土地	すべて	ネットワーク資産額比
建設仮勘定	すべて	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	その他無形固定資産	関連する固定資産帳簿価額比
	建設仮勘定（無形）	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比
	その他ソフトウェア	ネットワーク資産額比

3 固定資産の役務別配賦手順

- (1) 固定資産の役務の種類は、資産の使用用途に応じて付与しています。
付与された役務の種類に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務の資産および二以上の種類の役務の共用資産を区分集計しています。
- (2) (1) にて、役務の種類が二以上の種類の役務となった固定資産について、「2 固定資産の役務別配賦基準」に従い配賦計算を行っています。

4 営業収益

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務、および電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する売上または売上値引は、各事業の営業費用額比を用いて、それぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する売上または売上値引については、各役務の営業費用額比を用いて、それぞれの役務に配賦し整理しています。

5 営業費用

- (1) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務、および電気通信事業以外の事業について、その発生が個別に判断できるものはそれぞれに集計しています。
- (2) 電気通信事業と電気通信事業以外とに関連する費用については、電気通信事業会計規則別表第一に掲げる基準を原則として、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しています。
- (3) 移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務のうち、二以上の種類の役務に共通的に発生する費用については、主に「6 営業費用の役務別配賦基準」および「7 営業費用の役務別配賦手順」によりそれぞれの種類の役務に配賦し整理しています。

6 営業費用の役務別配賦基準

営業費用区分		勘定科目	役務別配賦基準
営業費	窓口	全て	販売件数比
	料金	全て	料金請求件数比
	販売	全て	販売件数比
	その他	全て	回線数比
施設保全費		全て	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比
管理費		全て	営業・保守部門の人件費比
試験研究費		全て	移動電気通信役務に係る固定資産取得価額比
減価償却費		全て	関連する固定資産帳簿価額比
固定資産除却費		全て	関連する固定資産帳簿価額比
通信設備使用料		全て	回線数比またはトラフィック比
租税公課		固定資産税等	移動電気通信役務に係る固定資産帳簿価額比
		事業所税	管理部門の人件費比

7 営業費用の役務別配賦手順

- (1) 営業費用の役務の種類は、各々の取引が計上される勘定科目、および部署に基づき、または取引内容に応じて付与しております。付与された役務の種類に基づき、移動音声携帯電話、移動音声その他、移動データ携帯電話・BWA、移動電気通信役務以外の電気通信役務および複数役務の共通を区分集計しています。
- (2) 営業費用には、各取引が計上された勘定科目、および部署に基づき、役務部門（＊）を付与しています。
- ＊「電気通信事業会計規則 別表第一」における電気通信事業営業費用の各科目（施設保全費等）をいいます。
- (3) (1) にて、役務の種類が複数役務の共通となった営業費用について、(2) にて付与された役務部門毎に集計し、「6 営業費用の役務別配賦基準」に従い配賦計算を行っています。

以 上